

令和2年度 墨田区社会福祉協議会事業計画

○ 基本方針

墨田区は家族や友人間だけでなく、隣近所での支えあい、助けあいが日常的に行われてきましたが、経済構造や社会情勢の変化、集合住宅の増加に伴う新しい住民の増加、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化の進行などにより、地域や家族で支えあい、助けあう意識が希薄になってきています。

また、私たちを取り巻く生活や地域には、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の谷間にある課題、公的サービスでは解決できない課題が多数あります。

こうした地域の変化に対応し、地域の課題を解決するためには、住民や関係機関がお互いに連携・協働して行動していくことが必要となっています。

墨田区社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）は、第3次墨田区地域福祉活動計画に基づき、墨田区に生活するすべての住民が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会の実現に向けて、住民や地域の活動団体などそれぞれが持っている力を合わせ、地域の福祉力を高めていく取組を進めていきます。

具体的には、地域福祉プラットフォーム事業では、住民主体の支えあい活動と福祉関係機関による専門的な支援とをつなぐ拠点として、活動の充実を図るとともに、専任のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、生活課題を抱える住民の相談を一元的に受け、専門機関と住民とが持続的に協力して解決にあたれるよう努めます。

また、小地域福祉活動事業では、お互いが顔見知りの地域で住民同士が自主的に支えあう活動として、「小地域福祉委員会」「ふれあいサロン」「拠点型ふれあいサロン」「おもちゃサロン」の推進を図ります。

次に、ボランティア活動では、首都直下型地震や風水害等の大規模災害時に当協議会が運営を担うこととなる災害ボランティアセンターについて、設置訓練の実施や災害ボランティア講座の開催などを通じて、災害に備えノウハウを蓄積し、活躍できるボランティアの育成をすることで活動体制の充実を図ります。さらには近隣各区の社会福祉協議会と災害時の連携強化に努めます。

「地域福祉・ボランティアフォーラム」や、「ボランティアまつり」などの啓発イベントの開催や「夏！体験ボランティア」を拡充するなど、ボランティア活動者の発掘・育成に取組み、区民のボランティア活動への積極的な参加を促します。

住民参加型在宅福祉サービスでは、子育て世帯・高齢者・障害者等への支援の拡充を

図ります。この支援活動への協力者の発掘については、町会・自治会、企業、団体等と連携し、説明会や研修会を開催することにより、地域住民等に対する事業のPRを図ります。

また、介護保険法の改正に伴い、予防給付事業の一部が、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、当協議会では、訪問型サービスB事業として実施していることから、行政サービスと合わせて引き続き住民の自立生活のサポートに努めます。

同じく介護保険法の改正に伴い配置している「生活支援コーディネーター」も、各種のサービスを総合的にコーディネートします。

次に、自立生活への支援体制づくりでは、福祉サービス権利擁護センターにおいて、判断能力が低下した方とその家族を総合的にサポートしていきます。特に成年後見制度については、今年度も制度の普及・啓発に努めるとともに、次の事業を両輪として支援していきます。1つは、市民感覚で本人に寄り添う「市民後見人」の育成を図り、当協議会は監督人の立場で支援します。もう1つは、当協議会が後見人となり「市民後見人」の活動を補完し、かつ、セーフティネットの役割を担う法人後見事業により支援していきます。

その他、低所得世帯、高齢者・障害者世帯等に対し、経済的自立、生活の安定と意欲の助長を目的とする各種資金の貸付けを行います。

また、地域福祉を取り巻く社会状況の変化や法律・制度の変更、多様化する福祉ニーズに柔軟に対応するよう、随時事業の見直しを行うとともに、新規事業の立ち上げを検討していきます。

なお、こうした事業を実施するための財源は、墨田区などからの補助金や委託金といった公的財源がかなりの部分を占めますが、会費・賛助会費、寄附金といった自主財源の確保も必要不可欠となっています。引き続き、当協議会に対する区民、区内企業等の理解を深めていただけるように努め、自主財源の確保に取り組んでいきます。

○ 墨田区社会福祉協議会事業計画

1 墨田区社会福祉協議会の基本的な組織活動

(1) 組織・活動基盤の強化

ア 引き続き賛助会員の増加及び寄附金の確保に努めます。

イ 理事会や第3次墨田区地域福祉活動計画の推進組織などを通し、事務事業の見直しのための検討を進めます。

(2) 普及啓発

社協だより、ホームページ、フェイスブックによる情報発信とともに、各種パンフレットによるPRに加え、アニュアルレポート（活動報告）を作成します。また、職員一人ひとりが当協議会の広報担当者となって活動するとともに、墨田区の行事等への参加、区のお知らせやケーブルテレビなどの各種メディアの活用等を通して、広く当協議会活動に対する理解を深めていただくことに努めます。

さらに、視覚障害者向けの『墨田社協声のお知らせ「ひびき」』のデジタル版発行等さらなる情報提供のバリアフリー強化に努めます。

(3) 会議の開催

理事会をはじめ評議員会、その他の各種会議を開催し、経営視点に立った事業運営に努めます。

(4) 区内社会福祉法人の連携

墨田区社会福祉法人連絡会の事務局として、区内社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、社会福祉法人が連携・協働した地域公益事業等の実施の検討を進めます。

2 地域のコミュニティづくり

(1) 小地域福祉活動の推進

「小地域福祉委員会」は、住民が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けるための、町会・自治会を単位に行う支えあい・助けあいの活動です。当協議会では既に活動している地域の活動の充実と、推進地区の拡大に努め、今年度は新たに3か所増やすことを目指します。

(2) ふれあいサロン事業の推進と小地域福祉委員会への移行

「ふれあいサロン」は、高齢者や障害者、そして子育て中の親子の孤立解消などを目的に、近隣とのつながりや情報交換ができる身近な地域の「交流の場」です。活動実践地区の拡大に努め、今年度は新たに5地区増やすことを目指します。

また、既存のふれあいサロン活動実践地区が小地域福祉委員会へ移行するよう支援します。

(3) 拠点型ふれあいサロン活動の充実

地域とのかかわりの少ない方の交流の場として、また、子どもや高齢者などの世代を超えた交流の場として実施するとともに、子どもにとっての地域教育・福祉教育の場となるよう推進します。また、この活動を通して地域福祉活動の担い手を育成して

いきます。今年度は、小学校や児童館等を活用した拠点型ふれあいサロンを4か所で実施します。

(4) おもちゃサロン活動の充実

障害のある子どもを中心に地域の子どもや親同士の交流の場である「おもちゃサロン」事業では、引き続きボランティアセンターとみどりコミュニティセンターで開催するほか、他機関が開催しているおもちゃサロンへ支援をします。

(5) 地域福祉プラットフォームの充実

現在、区内2か所に設置していますが、次のような活動を行います。

① キラキラ茶家（京島三丁目）

毎週火曜・木曜 午前11時～午後4時

② ガランドール（石原四丁目）

毎週月曜～金曜 午前11時～午後4時

ア 相談機能

民生委員・児童委員や地域の福祉活動者の協力のもとに、地域住民の困りごと相談にワンストップで対応できる場とします。

イ 地域住民と福祉関係者が集う拠点機能

地域住民に向けた各種イベントを他機関と連携し、定期的を開催するほか、飲食や歓談ができるスペースを用意し、誰もが気軽に集える居場所、世代間交流のできる場とします。

ウ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置

地域福祉プラットフォームにはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーがそれぞれ1名常駐し、生活課題を抱える個人や地域が抱える個別課題の相談に応じ、小地域福祉委員会などの住民組織による地縁的な支援と、福祉関係機関による専門的な支援を有機的に組み合わせて、解決に導くコーディネートを行います。また、解決後には近隣住民の協力のもとに再発の防止に努め、地域の福祉力（共助力）の向上を図ります。

(6) 町会・自治会が行う地域福祉活動への助成

町会・自治会に対して、地域福祉活動の実績を考慮した助成金を交付することにより、地域福祉活動の推進を図ります。

(7) 食事提供活動団体のネットワーク事業

区内でコミュニティ食堂や子ども食堂など食事支援を行っている団体が集まり、情報交換会や交流を行い、団体間のネットワークづくりや連携の強化を図ります。

3 児童等の福祉事業

おもちゃサロン事業の実施

4 ひとり親家庭福祉事業

(1) 私立母子生活支援施設への運営費の一部助成

(2) ひとり親家庭支援団体への運営費の一部助成

5 高齢者福祉事業

(1) 75歳以上の歩行に支障のある方への杖の贈呈

(2) 墨田区老人クラブ連合会への助成

(3) 介護保険法改正への対応

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正に伴い、墨田区では、介護予防給付（対象者：要支援1・2）のうち訪問介護・通所介護について、区が実施主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。これを受けて当協議会では、すみだハート・ライン21事業の枠組みの中で、訪問型サービスB事業として実施しています。

イ 生活支援コーディネーターの設置

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた地域の取組を推進するため「生活支援コーディネーター」を配置し、当協議会内の各種事業を横断的に活用するほか、住民主体の地域資源の開発や、関係機関とのネットワーク強化などに努めます。

6 障害者福祉事業

(1) 墨田区障害者団体連合会等への助成

(2) おもちゃサロン事業の実施

7 自立生活への支援

(1) 福祉サービス利用の総合支援

福祉サービス権利擁護センターにおいて、福祉全般の情報提供や弁護士による法律相談、福祉サービス利用援助、財産保全サービス、成年後見制度等の各種相談を総合的、一体的に行います。

(2) 地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分でない方

に対して、福祉サービスの利用方法や手続きなどの相談、日常生活に必要な預貯金の払い戻しや日頃使わない大切な書類の保管などの支援を行い、住み慣れた地域での生活を支えます。

(3) 市民後見人の養成・支援

後見人の担い手は、親族、弁護士や司法書士等の専門職が主ですが、当協議会では、市民感覚で本人に寄り添う社会貢献型後見人である「市民後見人」の育成を推進し、監督人の立場で支援していきます。

(4) 法人後見事業

当協議会が後見人となる法人後見事業を推進します。主に「市民後見人」の活動を補完する役割とセーフティネットの役割を担います。また、市民後見人候補者に支援の一部を担ってもらうなど、区民の活躍の場を広げます。

(5) 成年後見制度の利用支援

親族後見人に対する法律相談などを実施するとともに、後見人サポート並びに地域ネットワークの活用に取り組み、制度の推進を図ります。

また、区長申し立て以外の成年後見制度を利用している方で、成年後見人等に対する報酬費用を負担することが困難である方に対し助成を行います。

(6) 苦情対応

福祉サービスの利用に関し、利用者等からの苦情調整・解決を適切に処理する第三者機関として設置した「福祉サービス苦情調整委員会」について、引き続き周知を図り適正な運営に努めます。

8 資金の貸付

(1) 応急小口資金貸付事業

不時の出費に役立てるため、低所得世帯等に対して、応急に必要とする小口資金を無利子で貸し付けます。

また、生活状況や返済能力を勘案し、適切な返済を求めています。

(2) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

金融機関や公的貸付制度からの借り入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、下記の各種資金を貸し付け、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度で、民生委員の協力を得て実施します。

なお、各資金についてはそれぞれ条件があります。

ア 福祉資金

出産・葬祭、住居の移転、福祉用具の購入、災害を受けたことによる臨時出費等、必要な経費を貸し付けます。

イ 教育支援資金

学校の授業料や入学金を貸し付けます。

ウ 総合支援資金

失業・住宅喪失等の状況から生活再建をめざす世帯に対して、住宅入居費、生活支援費などを貸し付けます。

エ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(東京都社会福祉協議会からの受託事業)

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、訓練促進資金を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的としています。

9 緊急生活困窮者援護事業

緊急に援護を必要とする生活困窮世帯等に対し、生活見舞金を支給します。

10 歳末たすけあい運動事業

共同募金運動の一環として歳末たすけあい運動を実施し、その募金を在宅重度障害者への見舞金や翌年度の地域福祉活動事業の財源として活用します。また、募金の活用方法については、当協議会が事務局を担っている東京都共同募金会墨田地区配分推薦委員会において協議しています。

11 ボランティア活動の推進

(1) 災害ボランティア活動体制の整備

ア 災害ボランティア講座を実施し、災害時に必要なボランティアの育成と啓発を図ります。

イ 災害ボランティアセンターの立ち上げ等に必要な資機材を計画的に整備し、ボランティアや被災者が安心できる環境整備に努めます。

ウ 当協議会職員が計画的に災害ボランティア研修を受講するとともに、職員を被災地へ派遣することにより、災害ボランティアセンターの運営に必要な知識・情報の取得に努めます。

エ 墨田区や城東ブロックの各区ボランティアセンター、青年会議所、NPOなどと情報交換を行うとともに、区の総合防災訓練等にも積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。さらにブロック内の各区ボランティアセンターやNPO等と、災害時に協力し合える関係づくりを進めます。

オ 区や地域と連携し、災害ボランティアセンター立上げ訓練を行います。

カ 災害ボランティア登録制度の実施を見据えて、活動希望者の把握と災害情報の提供に努めます。

(2) ボランティア活動者の人材発掘・育成

ア これまでボランティア活動に参加経験のない人に活動のきっかけを提供するため、毎月ボランティア説明会を開催し、人材発掘・育成に努めます。

イ 活動の継続が難しくなってきたボランティアグループ等の相談に応じ、人材確保や育成について協議し、支援に努めます。

ウ 児童・生徒のボランティア活動をより推進するため、ボランティア活動普及事業協力校の指定をはじめ、夏！体験ボランティア事業を実施します。さらに、夏体験ボランティア事業終了後も継続的な活動につながるよう支援します。

(3) ボランティア活動の普及・啓発

ア 「すみだボランティアまつり」の開催

ボランティア活動への理解を促進するため、区内の小学校を会場に、ボランティア団体の活動紹介、ボランティア体験などを行います。

イ ボランティア活動体験会の実施

ボランティア団体等の活動を知り、体験することを通じて、ボランティア活動参加への機会とする。

ウ すみだボランティアセンター「すみだ・ボランティアの日」の啓発

「すみだ・ボランティアの日(7月1日)」を、ボランティア活動を始める機会とするため、地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、ボランティア活動への理解を深め、参加促進を図ります。

12 在宅福祉サービスの推進

(1) すみだハート・ライン21事業

日常生活で手助けを必要とされている高齢者や障害のある方などに、家事援助を中心としたサービスを提供します。需要が年々増加していることから協力会員の確保・増員を図ります。

(2) ミニサポート事業

事業の普及・啓発を図るとともに、さらなる協力員の確保に向け、説明会の開催や広報活動等を積極的に進め、日常生活でのちょっとした困りごとの解消を図ります。

(3) すみだファミリー・サポート・センター事業（墨田区からの受託事業）

会員制による子育て支援事業です。需要が年々増加していることからサポート会員の増員を図ります。

(4) 車いすの無料貸し出し

車いすを一時的に利用することが必要な高齢者や障害者、病気やケガでお困りの方に、短期間の無料貸出を行います。また、町会や自治会にも貸出します。

(5) 車いす用電動リフトまたはスロープ付き車両「ハンディキャブ」の貸出し

区内にお住まいの車いす利用者を対象に、通院、レジャーなどの移動手段として利用いただける「ハンディキャブ」を貸出し、社会参加の促進を図ります。